

法人文書不開示決定書に対する審査請求書

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 御中

2020年4月18日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求者（開示請求者） 代表 多田 雅史

〒461-0001 名古屋市東区泉 1-1-35 ハイエスト久屋 5F

柴田・羽賀法律事務所内 多田携帯：080-1566-3428

前略

審査請求者は、2020年3月13日、貴殿に対し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条により、同法第4条の「開示請求書」を郵送し、12の法人文書について、情報開示請求した（以下「本件情報開示請求」という）。

本件情報開示請求に対し、貴殿は、2020年4月14日、「法人文書不開示決定通知書」を開示請求者に送付し、12すべての法人文書を不開示決定とした。

審査請求者は、本件情報開示請求の不開示決定において、開示決定等又は開示請求に係る不作為に不服があるため、同法第18条により審査請求する。

特に、貴殿は、開示請求した12の法人文書について、不開示理由を『開示請求のあった文書はすべて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定されている「法人文書（独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの）」にあたらなため。』としたが、松本俊彦医師が名古屋地方裁判所に提出した意見書は、同医師の個人の資格ではなく、「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部長」の名義において作成され同地裁へ提出されているため、上記の不開示理由を採用できず、逆に、貴法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものに当たる。よって、審査請求者は、貴殿の不開示決定が法人文書を隠蔽する企図がある不法なものとする。

なお、貴殿は、同法第19条により、本審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないが、また、審査請求者（開示請求者）に対し、諮問をした旨を通知しなければならないことを申し添える。

草々